

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画の変更(農村整備課)
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)
土地収用法による事業の認定(管理課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市
計画課)
- 都市計画事業の認可(二件)(〃)
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
- ◇ 公安告示 遊技機の型式検定(防犯少年課)
- ◇ 企業管理 鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

告 示

鳥取県告示第七百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の第三項の規定に基づき、県管土地改良事業(原管は場整備事業大山地区は場整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年九月十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大山町役場及び淀江町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百五十号

西伯町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)清水・橘地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第九項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市河崎公民館駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市河崎字中通甚兵衛分地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第七百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に

おいて公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・六十一号立川第二公園

三 事業施行期間

昭和六十二年九月十六日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市立川町二丁目地内
使用の部分 なし

鳥取県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画緑地事業六号新品治緑地

三 事業施行期間

昭和六十二年九月十六日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市新品治町地内
使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称 下西を働かせよ う会	代表者の氏名 若林 巖	会計責任者 の氏名 甲斐せつ子	主たる事務 所の所在地 一 境港市中野町 一 四〇二	届出 年月日 昭和六十 二年七月 四日 その他 の政治 団体	備考
--------------------------	----------------	-----------------------	-------------------------------------	---	----

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の
規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關す
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ
り告示する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ユートピア	平和工業株式会社
	カムイデンII	
	WウイングB	
	スーパージャン	

じゃん球遊技機	マキーユリー	株式会社ニユーギン
	マキーユリーII	
アレンジボール遊技機	モンスターII	株式会社三共
	コマンドI	
シャトル二一	ライジンパート二	マルホン工業株式会社
	スリープパート三	
インターセプターI	ヘルファイヤー	京楽産業株式会社
	インターセプターII	
カウントダウンII	ニューグラフィックマジ	株式会社藤商事
	コンIII	

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十二年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県企業局西部管理所の項中「西伯郡岸本町」を「日野郡日野町」に改める。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。